

沼津中央高等学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 6 月

沼津中央高等学校

目次

第1章	いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・・・・・・ P 1
	（1）いじめの定義	
	（2）基本的な姿勢	
	（3）いじめの禁止	
	（4）学校及び職員の責務	
第2章	いじめの防止等に関する内容	・・・・・・・・ P 2
	（1）いじめの未然防止のための取組み	
	（2）いじめの早期発見のための取組み	
	（3）いじめの早期解決のための取組み	
	（4）インターネット上のいじめへの対応	
第3章	「S SWG」の設置	・・・・・・・・ P 3
	（1）「S SWG」の構成	
	（2）活動内容	
第4章	重大事態への対処	・・・・・・・・ P 4
	（1）「いじめ対策委員会」の構成	
	（2）活動内容	
第5章	その他	

沼津中央高等学校《いじめ防止基本方針》

1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 《いじめの定義》

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ③ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがある事に気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたりいじめに本人が気づいてなかつたりする場合もあることから、その生徒の周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

(2) 《基本的な姿勢》

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(3) 《いじめの禁止》

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(4) 《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切にこれに対処し、再発防止に努めます。

2章 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心をつちかい、心の通うコミュニケーション能力の素地を養う為、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ② 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ③ 交流活動や行事、ボランティア活動等をとおして保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制作りに努めます。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議をとおして共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くします。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ① いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - a.生徒対象いじめアンケート調査(年3回：6月・10月・2月)
 - b.個人面談(教育相談等)を通じた、学級担任による生徒からの聞き取り調査(年2回：6月・11月)
- ② 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう次の通り、相談体制の整備を行います。
 - a.スクールカウンセラーの活用
 - b.いじめ相談窓口、心の悩み相談カードの設置
- ③ 相談・通報のあった事実は「SSWG(スチューデント・サポート・ワーキング・グループ)をとおして情報共有に努めます。
- ④ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめ早期解決のための取組み

- ① いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめを止めさせます。
- ② いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をします。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ⑤ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑥ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑦ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県私学振興課及び所管警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等、必要な啓発活動を行います。

3章 「S SWG（スチューデント・サポート・ワーキング・グループ）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行うため、「S SWG」を設置し、月に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「S SWG」の構成

【構成員】 管理職、生徒指導課長、教務課長、学年主任、
教育相談、養護教諭

※検討事項や事案内容に応じて、スクールカウンセラー等の依頼可能な第三者と担任の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ① 配慮を必要とする生徒の実態把握
- ② 生徒支援のあり方全般についての研究・検討
- ③ スクールカウンセラー、外部機関との連携
- ④ 問題発生時における具体的生徒支援体制の検討
- ⑤ いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成実行・検証・修正
- ⑥ いじめに関する相談・通報への対応
- ⑦ いじめ事案への対応検討・決定
- ⑧ いじめ事案の私学振興室への報告

4章 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県私学振興課を通じて知事に報告し、県私学振興課と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

【構成員】 学園理事、管理職、生徒指導課長、教務課長、学年主任、
教育相談、養護教諭、担任

※1 検討事項や事案内容に応じて、スクールカウンセラー等の依頼可能な第三者と担任の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

※2 事案内容により構成員については県私学振興課と検討し、校長が任命する。

※3 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ① 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明
- ③ 県私学振興課への調査結果報告
- ④ 調査結果報告の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5章その他

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。